

所得税関係

国外年金の支給を受けた場合の 注意点

1 はじめに

近年、円安の影響や安全面などの生活環境を考慮し晩年を日本で暮らそうと考えている外国人の数が増加している。また、海外で長年勤務し老後は日本に帰国し生活している日本人も増えてきている。これらの人々の中には海外での就労時に国外の年金の受給資格を満たしており、国外の年金を日本で受け取る場合がある。このように居住者が国外の年金の支給を受けた場合の課税関係はどのようなになるであろうか。

2 納税義務

まずは納税義務について確認したい。所得税法では、所得税の納税義務者を居住者、非居住者等のグループに分けそれぞれ納税義務を定めている（所法5）。居住者とは、日本国内に住所があるかまたは現在まで引き続き1年以上居所がある個人をいい、居住者は①非永住者以外の居住者と②非永住者に区分されている。①非永住者以外の居住者は、所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、全ての所得に対して課税される。②非永住者とは、居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去に10年以内の間に日本国内に住所または居所を有していた期間が合計5年以下である個人をいい、国外で生じた所得（国外源泉所得）以外の所得と、国外源泉所

得で日本国内において支払われ、または日本国内に送金されたものに対して課税される。

したがって、国外年金の支払いを受けた者が非永住者以外の居住者に該当するならば国外年金も課税の対象となり、年金を受けた者が非永住者に該当する場合には、日本国内において支払われ、または日本国内に送金されたものに対して課税されることになる。

ただし、その外国との間に租税条約が締結されている場合には注意が必要である。例えば、日米租税条約第17条1項では米国の公的年金は、日本の居住者が非永住者かどうかを問わず日本でのみ課税されることとなる。また、日米租税条約18条1項（a）では米国の地方政府から支払われる退職年金などの年金は日本の居住者であっても米国でのみ課税されることになり日本での課税はない。このように租税条約の内容によっては、日本で課税される国外年金の範囲が変わることもあるため租税条約の内容を確認する必要がある。

3 国外年金に係る雑所得の金額

国外年金の収入金額は国内年金と同様に原則として雑所得となる。また、外貨で支払いを受けた国外年金の金額は、その支払いを受けた時の電信売買相場の中値（TTM）で日本円に換

算し、1年間の合計金額が、その国外年金の収入金額となる。

なお、国外年金のうち、外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で国民年金法や厚生年金法などの法律の規定による社会保険または共済制度に類するものに基づいて支給を受ける年金は公的年金等に該当し、その収入金額から公的年金控除額を控除した金額がその年金に係る雑所得の金額となる。

4 確定申告

最後に国外年金の支払いを受けた場合の確定申告について確認するが、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であるものは、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告を要しないという確定申告不要の制度がある（所法121③）。しかし、国外年金のように源泉徴収の対象とならない公的年金等の収入がある場合には、この規定の適用はなく年金収入の金額の多寡にかかわらず、原則として確定申告する必要があるため注意しなければならない。

右山研究グループ
税理士 熊谷 洋平